

幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について パブリックコメント（意見）に対する市の考え方

「幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険（素案）」に関するパブリックコメントを令和5年12月1日から令和6年1月4日までの期間で実施しました。

いただいたご意見の概要や市の考え方を次のとおり公表します。

意見提出状況

- 1 件 名 幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険（素案）
- 2 募集期間 令和5年12月1日から令和6年1月4日
- 3 実施結果 1名の方から4件のご意見をいただきました。

意見の概要及び市の考え方

No.	項目	意見	市の考え方
1	P. 77 「①地域包括支援センターの機能強化」	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害分野の機関などと連携して、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、あるいは在職中でも障害福祉サービスの就労支援のサービスの一時利用につながる体制を整備していくことを記して下さい。	第2号被保険者である65歳未満の方への支援等についても介護分野のみならず、他の分野の関係機関と連携を図ることは重要なことと認識しております。 本計画P.76「今後の方向性」においても、連携強化について記載しておりますことから、現行案のとおりとさせていただきます。
2	P. 84 「基本施策3 認知症対策の推進」	「認知症、若年性認知症及び脳卒中の後遺症による高次脳機能障害についての正しい知識と理解の促進」と記されていますが、若年性認知症や高次脳機能障害の方は、精神障害と診断の上、精神障害者保健福祉手帳に繋がるよう福祉分野と連携して支援をしていく旨のことを計画に記して下さい。	本計画における認知症関連施策では、認知症高齢者に加え、若年性認知症や脳血管疾患を原因とする高次脳機能障害の方も対象としており、現状においても介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して対応していることから、現行案のとおりとさせていただきます。
3	P. 91 「基本施策5 介護人材の育成・確保」	介護人材の育成の折に、高次脳機能障害の方への支援についても対応できるよう、質の向上を図っていくことを計画に明記して下さい。	介護保険制度を持続可能なものとしていくためには、介護人材の育成は非常に重要なことと認識しております。高次脳機能障害の方への支援も含めた介護人材の質の向上については、92頁「人材育成・確保の推進」における取組の中で対応していくものと考えていることから、現行案のとおりとさせていただきます。

4	<p>P.93 「基本目標5 在宅医療・介護連携の推進」</p>	<p>医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにつながるようなケアパスの整備についても記して下さい。</p>	<p>在宅医療・介護連携の推進については、「医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進すること」と国から示されており、異なる制度に属する関係者間の円滑な連携の実現を目的としております。 第2号被保険者の方の支援については、現状においても多様な関係機関との連携により取り組んでいることから、現行案のとおりとさせていただきます。</p>
---	--------------------------------------	--	---